

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市会計規則等の一部を改正する規則【会計室】

3

### ◇ 告 示

- 令和4年度北九州市情報公開制度運用状況【総務局総務部文書館】

6

- 令和4年度北九州市個人情報保護制度運用状況【総務局総務部文書館】

8

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【港湾空港局港営部港営課】

10

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】

11

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【総務局総務部文書館】

13

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市会計規則等の一部を改正する規則

地方自治法等の一部改正に伴い、指定公金事務取扱者への公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の委託に関する規定を定めることにしました。

この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

北九州市会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月14日

北九州市長 武内和久

### 北九州市規則第3号

北九州市会計規則等の一部を改正する規則

(北九州市会計規則の一部改正)

第1条 北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表(1)の項中「会計事務(」の次に「第24条の3に規定する指定納付受託者の指定に係る協議、」を加え、「歳入の徴収又は収納事務」を「公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務」に改め、「又は検査」を削り、「支出事務」を「支出に関する事務」に改める。

第25条第1項各号列記以外の部分中「に掲げる当該各号の」を「の各号」に改め、同条第4号中「第40条に定める受託者」を「第102条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者」に改める。

第29条第2項中「少額の収納金又は」を「前項の規定にかかわらず、少額の収納金、」に、「若しくは」を「又は」に、「については」を「その他特別の事情があると認められる収納金については、」に改める。

第40条を次のように改める。

#### 第40条 削除

第41条中「または過渡し」を「又は過渡し」に、「および」を「及び」に、「もしくは」を「又は」に、「し、または私人に支出の事務を委託した」を「した」に改め、「精算残金」の次に「(第102条の2第5項の規定による精算に係る精算残金を含む。以下同じ。)」を加える。

第61条第1項第1号中「第40条に規定する歳入の徴収又は収納の事務」を「法第243条の2第1項の規定による公金の徴収又は収納に関する事務」に改める。

第65条を次のように改める。

#### 第65条 削除

第102条の次に次の1条を加える。

(公金の徴収若しくは収納又は支出の委託に係る協議等)

第102条の2 局区長は、法第243条の2第1項の規定により同条第2項に規定する指定公金事務取扱者(以下「指定公金事務取扱者」という。)に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を委託しようとするときは、委託先、委託金額、委託事務の種類、委託期間、委託手数料その他

委託契約に関し必要な事項を示す書類により、会計管理者に協議しなければならない。

- 2 法第243条の2の5第1項に規定する市長が定める歳入等については、別に定める。
- 3 指定公金事務取扱者（歳入の徴収又は歳入等（第74条第2項に規定する歳計外現金を含む。）の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。）は、その徴収し、又は収納した収納金をその内容を示す計算書を添えて指定金融機関等に払い込まなければならない。
- 4 指定公金事務取扱者（歳出の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）に委託する場合の資金の取扱いについては、第52条（第5項を除く。）の規定を準用する。
- 5 指定公金事務取扱者は、前項の規定により交付を受けた資金については第53条の規定に準じて精算し、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならない。

（北九州市小切手振出等事務取扱規則の一部改正）

第2条 北九州市小切手振出等事務取扱規則（昭和39年北九州市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号にかかげる」を「に掲げる」に改め、同項第3号中「および」を「又は」に改め、同項第4号中「北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第66条に定める支出の事務を委託する私人」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者」に改める。

（北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部改正）

第3条 北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成6年北九州市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表のごみ処理手数料の定期的収集するごみ及び粗大ごみの処理に係るものの項備考の欄第1項中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により収納の事務を委託された者（以下「収納事務受託者」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」に改め、同欄第2項中「（昭和22年法律第67号）」を削り、「収納事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同欄第4項中「収納事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同表のし尿処理手数料の項備考の欄第3項を次のように改める。

3 定期的に収集するし尿の処理に係る手数料は、指定公金事務取扱者に納付するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 局長は、この規則の施行の日前に、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定により改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「改正後の地方自治法」という。）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者を指定しようとするときは、第1条の規定による改正後の北九州市会計規則（以下「改正後の会計規則」という。）第102条の2第1項の規定の例により会計管理者に協議しなければならない。

3 改正法附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する従前の公金事務を行わせている者（改正後の地方自治法第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）に対する改正後の会計規則第25条第4号、第40条、第61条第1項第1号及び第65条、第2条の規定による改正後の北九州市小切手振出等事務取扱規則第6条第2項第4号並びに第3条の規定による改正後の北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則別表のごみ処理手数料の定期的に収集するごみ及び粗大ごみの処理に係るものの項備考の欄第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。

北九州市告示第 86 号

北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号）第 40 条の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 14 日

北九州市長 武内和久

1 開示請求の状況

実施機関		件数	処理状況			
			開示	一部開示	不開示	取下げ
市長		718 (36)	409 (9)	210 (21)	46 (5)	53 (1)
教育委員会		42 (3)	23	15	3	1 (3)
選挙管理委員会		1	1	0	0	0
人事委員会		5	1	3	1	0
監査委員		0	0	0	0	0
農業委員会		1	0	0	1	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0
地方公営 企業管理 者	上下水道 局長	167 (4)	148	11 (4)	1	7
	交通局長	4	0	2	2	0
	公営競技 局長	9	1	8	0	0
消防長		43	10	22	6	5
市議会議長		7	0	5	2	0
公立大学法人北九州 市立大学		5	0	4	1	0
地方独立行政法人北 九州市立病院機構		6	0	6	0	0
市全体		1008 (43)	593 (9)	286 (25)	63 (5)	66 (4)

注 カッコ内は、任意的公開の申出に係る件数で外数である。

任意的公開の申出とは、北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号）による改正前の北九州市情報公開条例（平成元年北九州市条例第 22 号）の施行の日前に決裁、供覧その他公的処理を完了した行政文

書に係る公開の申出をいう。

## 2 不服申立ての状況

### (1) 不服申立ての件数 7件

審査庁	件数
市長	6
消防長	1

### (2) 不服申立ての処理状況

#### ア 令和2年度不服申立てに係るもの 1件

諮問庁	処理結果	件数
市長	棄却	1

#### イ 令和3年度不服申立てに係るもの 6件

諮問庁	処理結果	件数
市長	認容	1
	一部認容	2
	棄却	2
	却下	1

#### ウ 令和4年度不服申立てに係るもの 7件

諮問庁	処理結果	件数
市長	一部認容	1
	棄却	1
	審理中	4
消防長	審理中	1

北九州市告示第 87 号

北九州市個人情報保護に関する法律施行条例（令和 5 年北九州市条例第 2 号）第 26 条の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 14 日

北九州市長 武内和久

1 開示請求の状況

実施機関	件数	処理状況				
		開示	一部開示	不開示	取下げ	
市長	86 (3)	31 (1)	38	12 (2)	5	
教育委員会	10	0	10	0	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	
人事委員会	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	
地方公営 企業管理 者	上下水道 局長	0	0	0	0	0
	交通局長	0	0	0	0	0
	公営競技 局長	0	0	0	0	0
消防長	6	4	1	0	1	
市議会議長	0	0	0	0	0	
公立大学法人北九州 市立大学	0	0	0	0	0	
地方独立行政法人北 九州市立病院機構	137	61	40	33	3	
市全体	239 (3)	96 (1)	89	45 (2)	9	

注 カッコ内は、任意的開示の申出に係る件数で外数である。

任意的開示の申出とは、平成元年 11 月 1 日前に決裁、供覧その他公的処理が完了した行政文書に記録されている自己の個人情報についての開示の申出をいう。

2 訂正請求 0 件



3 利用停止請求 0件

4 不服申立ての状況

(1) 不服申立ての件数 5件

審査庁	件数
地方独立行政法人 北九州市立病院機構	5

(2) 不服申立ての処理状況

ア 令和3年度不服申立てに係るもの 4件

諮問庁	処理結果	件数
市長	審理中	1
人事委員会	棄却	1
地方独立行政法人 北九州市立病院機構	棄却	2

イ 令和4年度不服申立てに係るもの 5件

諮問庁	処理結果	件数
地方独立行政法人	棄却	1
北九州市立病院機構	審理中	4

北九州市公告第 1 7 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 1 4 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量  
北九州市太刀浦第 1 コンテナターミナル電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市港湾空港局港営部港営課  
北九州市門司区西海岸一丁目 2 番 7 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 6 年 2 月 1 日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社 F P S  
東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号
- 5 落札金額  
2, 8 8 7 万 1, 2 7 3 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和 5 年 1 2 月 1 5 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第179号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和6年3月14日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

リバーウォーク北九州

北九州市小倉北区室町一丁目1番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

(1) 北九州紫川開発株式会社

北九州市小倉北区室町一丁目1番1号

代表取締役 大下徳裕

(2) ラオックスホールディングス株式会社

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー29階

代表取締役社長 矢野輝治

(3) 福岡地所株式会社

福岡市博多区住吉一丁目2番25号

代表取締役社長 榎本一郎

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

阪急ベーカリー&カフェ

大阪府高槻市南庄所町22番5号

中村 英紀

他77者

イ 変更後

阪急ベーカリー&カフェ

大阪府高槻市南庄所町22番5号

中村 英紀

他 7 2 者

4 変更の年月日

(1) 前項第 2 号 令和 6 年 2 月 2 9 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 6 年 2 月 2 7 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 6 年 7 月 1 6 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 6 年 7 月 1 6 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

## 北九州市公告第180号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月14日

北九州市長 武内和久

### 1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 モノクロ複合機4台及びカラー複合機5台
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 入札方法 モノクロ及びカラー各1枚当たりの使用単価（当該金額に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。）にそれぞれの予定数量（5年間分）を掛けた総価により行う。ただし、契約は、落札金額におけるモノクロ及びカラー各1枚当たりの単価契約とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町11番5号

北九州市総務局総務部文書館

イ 期間 この公告の日から令和6年3月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後

6時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1-1番5号  
北九州市総務局総務部文書館2階会議室

イ 日時 令和6年3月22日午後2時

#### 4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について現額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務局総務部文書館

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町1-1番5号

電話 093-561-5558